

第8回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

第8期

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. コンプライアンス体制にかかる規程を、役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - ロ. 重要な法的課題やコンプライアンスに関する事項などで業務執行上疑義が生じた場合は、適宜、弁護士・監査法人等の外部専門家と相談し、助言を求める。
 - ハ. 法令上疑義のある行為等について「内部通報規程」に基づき社員等が直接情報提供を行う手段としてホットラインおよび顧問弁護士を設置・運営する。
 - ニ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察・弁護士・「特殊暴力防止対策協議会」「公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター」等の外部専門機関とも連携して対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - イ. 取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。
 - ロ. 取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
環境、災害、コンプライアンス、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスクの状況監視および全社的対応は管理本部が行うものとする。リスクが顕在化した場合は、取締役会において対応責任者となる取締役を定め対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 定時取締役会を月1回開催するほか、迅速に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、また、取締役に対する情報提供体制の整備等、取締役が適切な職務執行を行える体制を確保する。

- ロ. 取締役会は、取締役・社員等が共有する全社的な目標を定め、担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的な目標および会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、そして、ITを活用し、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを維持する。
- ⑤ 当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ会社のセグメント別の事業に関して、取締役会、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、本社管理本部はこれらを横断的に推進し、管理する。
 - ロ. グループ会社に対して経営上の重要事項の承認手続きおよび定期的な業務執行状況・財務情報などの報告が適正に行われるよう「関係会社管理規程」を制定し運用する。
 - ハ. 各グループ会社の経営上の重要事項や経営管理体制・業務執行状況について適時報告を受けるとともに適切な助言・指導を行い、当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備する。
 - ニ. 各グループ会社は、法令遵守およびリスク管理等を図る。
 - ホ. 監査役および内部監査室は、グループ会社の業務の適正を確保するために必要な監査を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は、社員等に対し、監査業務補助を行うよう要請できるものとする。また、業務遂行上必要な場合、監査役が監査役の職務を補助する社員等に関して取締役から独立させて業務を行うよう指示できる体制を整える。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 前項の使用人の取締役、執行役員からの独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査役会の事前の同意を得るものとする。

- ⑧ 当社およびグループ会社の取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- イ. 当社およびグループ会社の取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実、その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により報告する。
 - ロ. 監査役が、取締役会等重要な会議に出席するなど、重要事項の報告を受ける体制を整える。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告した当社およびグループ会社の取締役又は使用人に対し、「内部通報規程」に基づき、その報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けることがないよう体制を整備する。
- ⑩ 監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務は、その費用を当社は負担する。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、監査の実効性を確保し、適切な意思疎通を図る目的で、内部監査室との連携を図り、代表取締役、取締役もしくは使用人との定期的な意見交換会を開催する。
 - ロ. 監査役は、業務監査の実効性を確保するため、随時、現地調査および取締役・使用人等との面談を要請することができる。
 - ハ. 監査役は、監査の実務上必要と認めるときは、専門の弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に活用することができる。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役会

当社は、月1回の定時取締役および必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等との適合性および業務の適正性の観点から審議いたしました。

② 監査役会

当社は、監査役会を13回開催し、監査方針・計画の協議決定のうえ、取締役会等の重要会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。

③ 内部監査室

当社は、当社グループ会社への取締役、および監査役の派遣、ならびに内部監査室によるグループ各社への内部監査を行うことにより、グループ各社の業務の適正の確保に努めています。

④ 指名・報酬委員会（任意）

当社は、社外取締役が議長を務める指名・報酬委員会を年間計画に基づき開催するほか、必要に応じて適宜開催し、取締役の指名・報酬に関する手続きの公正性・透明性・客観性の強化を図っております。なお、当委員会では、運営方針のほか、取締役の選解任、役員報酬に関する株主総会議案、報酬水準および個人別報酬の妥当性等について審議しております。

⑤ 執行役員会議

当社は、執行役員会議を定期的で開催し、各執行役員より担当部門における経営計画、業務執行状況、財務情報等の報告を受けるとともに、グループ全体の戦略およびシナジー創出に向けた検討を行っております。

⑥ 投融資委員会

当社は、投資および融資に関するリスク管理の観点から、当社および当社グループ会社の重要な投融資案件について、取締役・執行役員会議に先立ち事前の審査を行う目的の為、必要に応じて適宜開催しております。

⑦ グループリスクコンプライアンス委員会

当社は、グループリスクコンプライアンス委員会を定期的実施し、当社グループにおける重要なリスクを特定し、その重要性に応じて適宜対応を行っております。また、当社グループ全社員を対象にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに関する啓発・教育を行っております。

会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。なお、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の買付等の対応策を導入しております。

(1) 株式会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の買付等が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えています。

しかしながら、当社株式の買付等又はこれに関する提案のなかには、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものや、株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等も想定されます。

したがって、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株式の買付等を行おうとする者に対しては、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外役員の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討等に必要な情報と時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な措置を速やかに講じてまいります。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は以上のとおりであり、当社取締役会といたしましては、買付者等が買付等を実行するに際しては、最終的には、当該買付等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報とが株主の皆様に対して事前に十分提供された上で、当社の株主の皆様が、当該買付等を実行することに同意されることが条件となるべきものと考えています。かかる観点から、買付者等が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、当社の株主の皆様によるこのような検討および判断の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。そして、株主意思確認総会において、株主の皆様が、当該買付等に賛同する意思を表明された場合には（当該意思は、当該買付等が行われた場合に当社が所定の対抗措置を

講じることについての承認議案が、株主意思確認総会によって可決されるか否かを通じて表明されるものとさせていただきます。) 、当社取締役会としたしましては、当該買付等が、株主意思確認総会において開示された条件および内容等に従って行われる限り、それを実質的に阻止するための行為を行いません。

- (2) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の買付等の対応策（本対応方針）

① 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記（1）「株式会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、買付等がなされることを受け入れるに当たっての判断についても、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えています。そして、株主の皆様が、買付等がなされることを受け入れるに当たっての判断を適切に行うためには、当該買付等の開始に先だって、株主意思確認総会によって株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認を熟慮に基づく実質的なものとするためには、その前提として、買付者等からの十分な情報提供および株主の皆様における検討時間を確保することが必要であると考えています。

以上の認識に基づき、当社取締役会は、買付等がなされるに際して、当該買付等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすべく、その前提として、買付者等に対して所要の情報を提供するように求めるとともに、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該買付等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、買付等がなされる場合に関する手続として、以下のとおり、本対応方針を決定いたします。かかる手続は、株主の皆様に対し、買付等がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報および時間を提供するためのものであり、当社

の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであると考えています。

それ故、当社取締役会は、買付者等に対して、本対応方針に従うことを求め、当該買付者等が本対応方針に従わない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、独立委員会の意見に従った上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

② 本対応方針の概要

本対応方針は、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買取者は、本対応方針に係る手続に従い、当社取締役会において本対応方針に基づく対抗措置を発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量取得行為等を行うことができるものとされています。

買取者が本対応方針に定められた手続に従わない場合や当社株券等の買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

当社は、本対応方針に基づく対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動、不発動等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する者で構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確認します。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本対応方針の詳細は、2026年2月25日付適時開示「当社株式等の大規模買付等に関する 対応策（買取への対応方針）の導入について」に掲載しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,909,570	751,590	23,209	△123	2,684,246
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			460,240		460,240
自 己 株 式 の 取 得				△20	△20
連 結 範 囲 の 変 動		△46,672			△46,672
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	△46,672	460,240	△20	413,547
当連結会計年度末残高	1,909,570	704,918	483,449	△143	3,097,794

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差 額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	2,974	△38,365	△35,390	194,523	2,843,379
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					460,240
自 己 株 式 の 取 得					△20
連 結 範 囲 の 変 動					△46,672
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△618,510	△1,091	△619,601	△40,953	△660,554
当連結会計年度変動額合計	△618,510	△1,091	△619,601	△40,953	△247,007
当連結会計年度末残高	△615,535	△39,456	△654,992	153,570	2,596,371

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 17社
- ・連結子会社の名称 I T b o o k 株式会社
NXTech株式会社
みらい株式会社
東京アプリケーションシステム株式会社
株式会社イスト
M&Aマックス株式会社
信栄保険サービス株式会社
株式会社サムシング
株式会社アースプライム
株式会社東名
株式会社ユーシン
株式会社G I R
Something Re.Co.,Ltd
ジオサイン株式会社
株式会社kiipl&nap
SOMETHING VIETNAM CO.,LTD.
JAPANEL HOME(CAMBODIA) CO.,LTD.

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・主要な会社等の名称 株式会社サムシング四国

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況 該当事項はありません。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

2025年4月1日付で、当社連結子会社東京アプリケーションシステム(株)を存続会社、当社連結子会社(株)コスモエンジニアリングを消滅会社とする吸収合併を行い、連結の範囲から除外しました。

2026年3月2日付で、当社は(株)アイニードの全株式を譲渡し、連結の範囲から除外しました。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Something Re.Co.,Ltdの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

関係会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・原材料及び貯蔵品、未成工事支出金

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

- ・商品及び製品、仕掛品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。一部の国内連結子会社は、商品について個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法）、在外連結子会社は、製品及び仕掛品について総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を

採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年
機械装置	5年～7年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（主に5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 保証損失引当金

保証契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における保証契約に係る損失見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

工事契約

工事契約のうち一定の期間にわたり履行義務が充足すると判断される工事については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法で計上しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)または契約上の総出来高に対する実際出来高の割合(アウトプット法)で算出しております。また、工期がごく短く又は金額的に重要性が乏しい工事については、工事が完成した時点で完成工事高及び完成工事原価を計上しております。

コンサルティング事業に係る契約

コンサルティング事業に係る契約のうち一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断される契約は、進捗度が合理的に見積もれる場合は見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)により収益を認識し、進捗度が合理的に見積もれない場合は合理的に見積もることのできる時まで原価回収基準により収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間

7年～15年の定額法により償却を行っております。

ロ. 繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用処理をしております。ただし、一部の連結子会社においては、社債の償還期間にわたる均等償却によっております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を採用しております。一部の連結子会社は、複数事業主制度としての総合設立型の厚生年金基金(全国情報サービス産業厚生年金基金)に加入しております。このうち、複数事業主制度につきましては、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。一部の連結子会社は、退職一時金制度について、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 1,466,532千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループののれんは、株式の取得価額と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、規則的に償却しております。株式の取得価額は、取得時における経営環境や事業戦略に基づき策定された事業計画を基礎とし、超過収益力を含めて決定しております。当該事業計画には、顧客の数や顧客単価等の仮定に基づく将来の見積りが含まれております。

のれんに減損の兆候があると認められる場合には、のれんが帰属する事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんの帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

また、のれんが帰属する事業から得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、当該事業の営業損益実績や事業計画等を基礎としております。事業計画に含まれる顧客の数や顧客単価等の仮定は、経営環境や事業戦略の変化等によって影響を受けることから高い不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

事業計画による将来キャッシュ・フローの見積りに使用した条件及び仮定に変更が生じ、のれんが帰属する事業に影響がある場合には、のれんの減損損失が計上される可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,920,396千円

- (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産

建物及び構築物	150,713千円
土地	624,395千円
計	775,109千円

- ② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	230,244千円
長期借入金	1,583,598千円
計	1,813,842千円

(注) 上記の担保に供している資産の他、連結計算書類上相殺消去されている関係会社株式(子会社株式) 2,103,975千円を担保に供しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 24,446,958株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月 29日定時株 主総会	普通株式	利益剰余金	109,636	4円50銭	2026年3 月31日	2026年6 月29日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき必要な資金を調達しております。一時的な余裕資金については短期的な資金で運用し、資金調達については主に銀行借入や社債発行によっております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、その殆どが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は主に短期的な運転資金に、長期借入金及び社債は主に長期的な運転資金及び事業拡大に係る資金であります。また、一部の長期借入金につきましては、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、また発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ロ. 市場リスクの管理

当社グループは、借入金については、支払利息の変動リスクを抑制するため、原則として、固定金利を利用することとしております。変動金利を利用する場合には、市場金利の動向を適時把握することにより、その抑制に努めております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、当社管理本部及び各社財務主管部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当該価格の算定においては、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する事があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注1)を参照ください)。

また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,213,322	1,213,322	—
資 産 計	1,213,322	1,213,322	—
(1) 長期借入金(※1)	3,426,558	3,137,397	△289,160
(2) リース債務(※2)	370,135	356,238	△13,897
負 債 計	3,796,693	3,493,636	△303,057

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※2) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注1) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	12,427
非上場株式等	22,940

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,213,322	—	—	1,213,322
資産計	1,213,322	—	—	1,213,322

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,137,397	—	3,137,397
リース債務	—	356,238	—	356,238
負債計	—	3,493,636	—	3,493,636

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	6,169,217
一時点で移転される財又はサービス	23,411,457

上記一定の期間にわたり移転される財又はサービスは、報告セグメント「コンサルティング事業」及び「建設土木事業」において生じております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(5) 会計方針に関する事項」の「④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期および翌期以降の収益を理解するための情報

① 契約資産の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約資産（期首残高）	836,181
契約資産（期末残高）	669,348

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識することにより計上した対価に対する権利（ただし、顧客との契約から生じた債権を除く。）として契約資産を認識しております。

契約資産は、対価に対する権利が無条件となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 100円26銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 18円87銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,909,570	328,231	328,231	△123	2,237,678	-	-	2,237,678
当期変動額								
当期純利益		418,453	418,453		418,453			418,453
自己株式の 取得				△20	△20			△20
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						△621,348	△621,348	△621,348
当期変動額 合計	-	418,453	418,453	△20	418,433	△621,348	△621,348	△202,915
当期末残高	1,909,570	746,685	746,685	△143	2,656,111	△621,348	△621,348	2,034,763

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	市場価格のない株式等以外のもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物並びに建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	4年～15年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（主に5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識する方法によって計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	6,341,668
短期貸付金	2,527,166

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 金額の算定方法

市場価格のない関係会社株式は、取得原価により評価していますが、財務状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行っています。ただし、実質価額が著しく下落した場合でも、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額を行わないこととしています。

また、短期貸付金は、債務者の財政状態に基づき個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しています。

ロ. 重要な会計上の見積りに用いた仮定

関係会社株式の実質価額が著しく下落した場合における回復可能性の判断は、事業計画を基礎として行われております。また、短期貸付金及び長期貸付金の回収可能性の評価は、債務者の財政状態及び経営成績に基づいて行われますが、これらは事業計画に基づく将来キャッシュ・フローに影響を受ける場合があります。

事業計画には、過去の販売実績や利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく見積りが含まれております。

ハ. 重要な会計上の見積りが翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画は、自然災害及び競合他社や市場の動向変化の影響を受けるなど予測困難な事象の発生に影響を受ける可能性があり、これらの変化がある場合には関係会社株式評価損、短期貸付金及び長期貸付金に対する貸倒引当金が計上され、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	92,804千円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
子 会 社 株 式	2,103,975千円
計	2,103,975千円
上記の他、株式会社ユーシンの有形固定資産（土地260,220千円、 建物110,192千円）を担保に差入れております。	
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	210,240千円
長 期 借 入 金	1,326,960千円
計	1,537,200千円
(3) 保証債務	
以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。	
株式会社サムシング	42,819千円
みらい株式会社	50,003千円
(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	2,632,592千円
② 短期金銭債務	807,172千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	1,308,959千円
営業費用	
支払手数料	63,971千円
営業取引以外の取引高	
受取配当金	607,277千円
貸付金利息	46,031千円
借入金利息	13,541千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	83,286株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	189,401千円
未払事業税	5,497千円
貸倒引当金	62,996千円
関係会社株式評価損	280,507千円
投資有価証券評価損	61,039千円
譲渡制限付株式報酬否認	23,743千円
資産除去債務	28,164千円
未払事業所税	368千円
繰延税金資産小計	651,719千円
評価性引当額	△631,205千円
繰延税金資産合計	20,514千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	20,514千円
繰延税金負債合計	20,514千円
繰延税金資産の純額	－千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	I T b o o k 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	経営指導・管理 業務の受託 役員の兼務 資金の貸付 債務被保証	業務受託収入(注1)	150,336	-	-
				資金の返済(注2)	1,536,923	-	-
				資金の貸付(注2)	1,363,305	短期貸付金	339,137
				利息の支払(注2)	3,598	-	-
				利息の受取(注2)	1,001	-	-
				債務被保証(注3)	6,937,200	-	-
	株 式 会 社 サ ム シ ン グ	所有 直接 100.0%	経営指導・管理 業務の受託 役員の兼務 株式の取得 資金の貸付 債務被保証	業務受託収入(注1)	398,952	-	-
				資金の返済(注2)	10,002,097	短期貸付金	976,162
				利息の受取(注2)	26,262	-	-
				債務被保証(注3)	7,418,450	-	-
	株 式 会 社 G I R	所有 直接 100.0%	経営指導・管理 業務の受託 役員の兼務 資金の貸付	子会社株式の取得(注5)	562,576	-	-
				資金の貸付(注2)	867,293	短期貸付金	275,883
	S o m e t h i n g R e . C o . , L t d	所有 直接 100.0%	経営指導・管理 業務の受託	利息の受取(注2)	1,709	-	-
				資金の返済(注2)	200,183	短期借入金	-
				資金の貸付(注2)	319,606	-	-
	株 式 会 社 ア イ ニ ー ド	所有 直接 100.0%	経営指導・管理 業務の受託 役員の兼務	利息の支払(注2)	709	-	-
				資金の返済(注2)	971,265	短期借入金	-
				利息の支払(注2)	724	-	-
				資金の貸付(注2)	319,606	-	-
	株 式 会 社 イ ス ト	所有 直接 100.0%	経営指導・管理 業務の受託 役員の兼務 資金の借入 株式の取得	配当金の受取	97,029	-	-
				資金の返済(注2)	1,360,856	短期借入金	25,945
利息の支払(注2)				1,059	-	-	
配当金の受取				140,283	-	-	
			子会社株式の取得(注5)	512,335	未払金	255,209	

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
	東京アプリケーションシステム株式会社	所有 直接 100.0%	経営指導・管理 業務の受託 役員の兼務 資金の借入	資金の借入 (注2)	326,717	短期借入金	438,466
				利息の支払 (注2)	4,049	—	—
				配当金の受取	303,012	—	—
	NXTech株式会社	所有 直接 100.0%	経営指導・管理 業務の受託 役員の兼務 資金の貸付	業務受託収入 (注1)	110,370		
				資金の貸付 (注2)	2,606,459	短期貸付金	566,482
				利息の受取 (注2)	9,756	—	—
	みらい株式会社	所有 直接 100.0%	経営指導・管理 業務の受託 役員の兼務 資金の貸付	資金の返済 (注2)	721,588	短期貸付金 (注4)	230,647
				利息の受取 (注2)	3,234	—	—
	ジオサイン株式会社	所有 直接 53.6%	経営指導・管理 業務の受託 役員の兼務	資金の返済 (注2)	127,599	—	—
				利息の受取 (注2)	8	—	—
	株式会社アース プライム	所有 間接 100.0%	経営指導・管理 業務の受託 役員の兼務 資金の借入	資金の返済 (注2)	236,320	短期借入金	50,078
				利息の支払 (注2)	1,473	—	—
	株式会社東名	所有 直接 100.0%	経営指導・管理 業務の受託 役員の兼務 資金の借入	資金の借入 (注2)	72,968	短期借入金	178,229
				利息の支払 (注2)	2,597	—	—
	株式会社ユーション	所有 直接 100.0%	経営指導・管理 業務の受託 役員の兼務 資金の借入	資金の借入 (注2)	657,139	短期借入金	100,253
利息の支払 (注2)				253	—	—	
担保提供の 受入(注6)				1,537,200	—	—	

(注) 上記金額のうち取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 業務受託収入は、業務委託の内容及び総費用等を勘案し、合理的に決定しております。
- (注2) 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注3) 金融機関からの借入金に対し、ITbook株式会社及び株式会社サムシングによる連帯債務保証を受けたものであります。なお、保証料は支払っておりません。
- (注4) 子会社への貸付金に対し、合計65,091千円の貸倒引当金を計上しております。
- (注5) 子会社株式の取得対価につきましては、双方協議の上、決定しております。
- (注6) 当社の銀行借入金に対して土地、建物の担保提供を受けております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 83円52銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 17円15銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。